

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2

規 則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 計測機器の項中

「

粒度分布測定装置（レーザ）	1台	1時間につき700円
---------------	----	------------

」

を

「

粒度分布測定装置（レーザー）	1台	1時間につき1,400円
ふるい振とう機	1台	1時間につき870円

」

に、

「

非接触三次元形状測定装置（データ処理装置）	1台	1時間につき1,410円
-----------------------	----	--------------

」

を

「

非接触三次元形状測定装置（データ処理装置）	1台	1時間につき1,410円
ポータブル3Dスキャナ	1台	1時間につき2,840円
ポータブル3Dスキャナ（データ処理装置）	1台	1時間につき1,270円

」

に改め、同表加工機器の項中「オートクレーブ（中型）」を「オートクレーブ」に、「770円」を「900円」に改める。

別表第2 機械金属材料試験の項中

「

輪郭形状測定試験	1試料	1項目につき3,640円
非接触三次元形状測定試験	1試料	1時間につき5,250円

」

を

「

--	--	--

」

輪郭形状測定試験	1 試料	1 項目につき3,640円
----------	------	---------------

に改め、同表窯業材料試験の項中「粒度分布」を「粒度分布（レーザー）」に、「6,710円」を「6,860円」に、「2,390円」を「3,130円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。



高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第25号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 原料処理機器の項中「980円」を「810円」に改め、同表試験機器の項中「1,170円」を「1,080円」に、

PHメーター	1 台	1 時間につき540円
--------	-----	-------------

を

PHメーター	1 台	1 時間につき540円
光沢度計	1 台	1 時間につき480円

に改め、同表分析機器の項中

全有機体炭素計	1 台	1 時間につき640円
---------	-----	-------------

を

全有機体炭素計	1 台	1 時間につき640円
パルプ繊維電位計	1 台	1 時間につき800円

に改める。

別表第2 物理化学試験の項中

--	--	--

を

「

滑落接触角試験	1 件	5,760円
---------	-----	--------

滑落接触角試験	1 件	5,760円
パルプ繊維電位計による表面電荷測定試験	1 件	2,560円
光沢度測定試験	1 件	2,430円

に改め、同表原料処理試験の項中「6,450円」を「12,580円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。